一般競争入札公告

次のとおり一般競争に付します。

平成29年2月21日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹 内 正 広

1. 競争入札に付する事項

(1)調達件名及び数量 食器洗浄消毒等業務委託 一式

(2) 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3)業務委託期間 平成29年4月1日~平成30年3月31日

(4)履行場所 国立療養所沖縄愛楽園

(5)入札方法

落札者の決定方法は、最低価格落札方式をもって行うので、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

- 2. 競争に参加する者に必要な資格
- (1)予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等(その他)」でA、B又はC等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
- (4) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。
 - (ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。
 - (イ)経営の状況又は信頼度が極度に悪化している者。
- (5) 厚生労働省から指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (6)次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限 の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。 ①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (7)過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- 3. 契約条項等を示す場所
- (1)契約条項を示す場所及び入札説明書の交付、入札書の提出場所 沖縄県名護市字済井出1192番地 国立療養所沖縄愛楽園 事務部会計課 電話0980-52-8331(内線8020番)
- (2)入札書の受領期限 平成29年3月8日 (水) 10時30分 (郵送する場合には受領期限までに必着のこと。)

4. 開札の日時及び場所

食器洗浄消毒等業務委託 一式

開札日時 平成29年3月8日(水) 11時30分

場 所 国立療養所沖縄愛楽園 会議室

5. 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システム対象調達案件である。なお、電子入札によりがたい者は、別に指定する様式により発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

- 6. その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2)入札保証金及び契約保証金 免 除
- (3)入札者に要求される事項 この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した 業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければなら ない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合 は、これに応じなければならない。また、この入札に参加を希望する者は、支出 負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなけれ ばならない。
- (4)入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者 に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反 した者の提出した入札書は無効とする。また、入札に参加したものが、(3)の 誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった ときは、当該者の入札を無効とするものとする。
- (5) 契約書の作成要否 要
- (6) 落札者の決定方法 本公告に示した業務が履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格よっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (7) その他 詳細は入札説明書による。

【本件担当、連絡先】

住所沖縄県名護市字済井出1192番地

担 当:会計課会計班長 岩橋 竜一

電 話:0980-52-8331 (内線8020)

FAX:0980-52-8967

E -mail: kaikeiha@airakuen.nhds.go.jp

入 札 説 明 書

国立療養所沖縄愛楽園における食器洗浄消毒等業務委託一式に係る入札公告(平成29年2月21日付)に基づく入札については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)及びこれに基づく政令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広

調達機関番号 017

所在地番号 47

2. 調達内容

(1) 購入等件名及び数量 食器洗浄消毒等業務委託 一式

(2) 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による

(3)業務委託期間 平成29年4月1日~平成30年3月31日

(4)納入場所 沖縄県名護市字済井出1192番地

国立療養所沖縄愛楽園

(5) 入札方法

落札者の決定方法は、最低価格落札方式をもって行うので、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(6) 入札保証金及び契約保証金は免除する。

3. 競争参加資格

- (1)予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
 - (ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。

(イ)経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。

(4) 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等(その他)」のA、B又はC等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、競争参加資格に関する問合せ先は、次のとおり

〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地

国立療養所沖縄愛楽園事務部会計課 Tel 0980-52-8331

Fax 0980-52-8967

- (5) 厚生労働省からの指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)
 - ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
 - 注 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続きを 完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続 きを完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料につい て滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来してい るものに限る。)こと。
- (7) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- 4. 質疑書及び応札仕様書

入札しようとする者は質疑の有無にかかわらず「質疑書」(様式は任意)及び「応札仕様書」(書面の様式は自由)を平成29年3月7日(火)17時00分までに持参または郵送により提出すること。

(遠隔地にある業者はファクシミリでもかまわないが入札書提出時には原本を用意すること)

- 5. 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒905-1635沖縄県名護市字済井出1192番地

国立療養所沖縄愛楽園

事務部会計課 内線8020番

この入札に参加を希望する者は、支出負担行為担当官から別に指定する暴力団等に 該当しない旨誓約書を提出しなければならない。(別紙3)

入札書は電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙により入札の参

加を希望する場合は、別紙(8)により事前に申し出る必要がある。

また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引替え、変更又は取消しをすることが出来ない。

(2) 電子調達システムにより入札を行う場合

入札書の提出期限 平成29年3月8日(水) 10時30分 (電子調達システムに到着するように提出すること。なお、電子調達システムにより応札する場合は、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕を持って行うものとする。)

(3) 紙により入札を行う場合

入札書の受領期限 平成29年3月8日(水) 10時30分 (郵送の場合は受領期限の前日までに到着するように送付し、かつ、受領の確認をする必要がある。)

(4)入札書の提出方法

- ①入札書は別添の様式にて作成し、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「平成29年3月8日開札〔食器洗浄消毒等業務委託一式〕の入札書在中」と朱書しなければならない。
- ②郵便(書留郵便に限る)により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「平成29年3月8日開札〔食器洗浄消毒等業務委託一式〕入札書在中」の旨朱書し、中封筒の封皮には直接提出の場合と同様に氏名等を朱書し、上記(1)宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(5)入札書の無効

- ①本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者 に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- ②国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は無効とする。
- ③ (1) の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(6)入札の延期等

入札書が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行 することができない状態であると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを 取り止めることがある。

- (7) 代理人による入札
- ①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名等を記入して押印(外国人の場合は署名を含む)をしておくとともに、開札までに代理委任状を提出しなければならない。
- ②入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。
- (8) 開札の日時及び場所

食器洗浄消毒等業務委託 一式

開札日時 平成29年3月8日(水) 11時30分

場 所 国立療養所沖縄愛楽園 会議室

- (9) 開 札
 - ①開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
 - ②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
 - ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとする時は、入札関係職員の求め に応じて競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を 提示又は提出しなければならない。
 - ④入札者又はその代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた 場合のほか、開札場を退場することが出来ない。
 - ⑤開札した場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に 達した価格の入札がないとときは、再度の入札を行う。

6. その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等、質疑(無い旨も提出要、様式は任意)、応札仕様書、様式3を平成29年3月7日17時までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (3) 落札者の決定方法 最低価格落札方式
 - ①本入札説明書5(2)又は(3)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、 当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された

予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を 落札者とする。

②落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、 落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くこと が出来ないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落 札者を決定するものとする。

(4) 契約書の作成

- ①競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わ すものとする。
- ②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名捺印し、更に契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名捺印するものとする。
- ③上記②の場合において、契約担当官等が記名捺印したときは、当該契約書の1通 を契約の相手方に送付するものとする。
- ④契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名捺印しなければ、本契約は確 定しないものとする。

(5) 支払条件

別紙契約書(案)に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求 書を受領した日から、30日以内に契約金額を支払う。

- (6) 障害発生時及び電子調達システムの操作等の問い合わせは下記のとおりとする。
 - ・ヘルプデスク 0570-014-889

0 1 7 - 7 3 1 - 3 1 7 7 (IP 電話等を利用の場合)

8:30~18:30 土日祝祭日を除く

・ホームページ http://www.geps.go.jp/

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなどの緊急を要する場合には、5(1)の入札書の提出場所に連絡すること。

食器洗浄消毒等業務委託 仕様書

国立療養所沖縄愛楽園

国立療養所沖縄愛楽園入所者給食用食器洗浄消毒等業務を円滑に遂行するため、作業にあたっては、下記仕様(業務区分・作業内容)に基づき、実施するものとする。

- 1 業務日及び業務時間
- (1) 業務日

平成29年4月1日~平成30年3月31日

(2) 業務時間

5時30分~20時00分/毎日

- 2 業務内容
- (1) 入所者等が使用する食器全般及び調理用食缶等の運搬等、洗浄消毒
- (2) 配膳車等の運搬、返車業務、食器の残滓はらい等を含む下膳及び清掃・消毒
- (3) 一般舎、検食(3箇所)、面会宿泊所の配食業務
- (4) 園内行事(催し物)の際に使用する食器・調理器具等の運搬と洗浄消毒
- (1) 入所者が使用した食器全般及び調理用食缶等の運搬洗浄消毒

総数 164名	治療棟	3 名
(平成28年10月 14日現在)	1センター	34 名
	2センター	39 名
	3センター	20 名
	6センター	44 名
	壱区	7名 (一般区)
	住吉区	7名 17名 (一般区)

※ 3センター・6センター・壱区・住吉区 朝食時変動あり

食器等の種類と個数

食器の種類と主な使用センターと使用区

メラミン食器 治療センター、1センター、2センター

強化磁器 3センター、6センター

保温食器 一般区

トレーのサイズと主な使用センターと使用区

50cm×30cm 治療センター、1センター、2センター、3センター、6センター

34cm×34cm 一般区

※食器の使用については多少使用センター、区が、重なることがある。 行事食時他の材質の食器あり。

1日当たりのおよその使用枚数

1. 茶碗類

		朝食	117	昼	食	164		夕食	164				
飯椀	身	約	117	食	×	1	口	=	117	個			
			164	食	×	2		=	328	個			
	蓋	約	117	食	×	1	口	=	117	個			
			164	食	×	2	回	=	328	個			
汁椀	身	約	117	食	×	1	回	=	117	個			
			164	食	×	2	□	=	328	個			
	蓋	約	117	食	×	1	□	=	117	個			
			164	食	×	2	口	=	328	個			
その他	身	約	117	食	×	3	品	×	1	口	=	351	個
	蓋	約	117	食	×	3	品	×	1	口	=	351	個
	身	約	164	食	×	3	品	×	2	口	=	984	個
	蓋	約	164	食	×	3	品	×	2	口	=	984	個
トレイ			117	食	×	1	枚	×	1	口	=	117	個
			164	食	×	1	枚	×	2	口	=	328	個
合計												4,895	個

2. 箸、スプーン、フォーク、コップ、箸入れ容器、スプーン入れ容器、フォーク入れ容器、箱等

```
箸、スプーン等
              117個 × 1回 = 117個
              164 個 ×
                      2 回 =
                             328 個
コップ等
                      5回 = 820個
              164 個 ×
フォーク
              117 個 ×
                      3回 = 351個
容器等
              17 個 ×
                      3 回 = 51 個
                      3回 = 30個
箱
               10 個 ×
                            1,697 個
合計
```

3. 面会宿泊所 食事提供者(他園入所者来園時)にかかる配膳下膳(年間10件程度)

4. 調理用食器類

```
バット
        大約 10 食 × 3 回 = 30 個
        中 約 10 食 × 3 回 =
                           30 枚
        小 約 10 食 ×
                    3 💷 =
                           30 枚
ボール
        大約 10 食 ×
                  3 回 = 30 個
                    3 💷 =
        中 約 10 食 ×
                           30 個
        小 約 10 食 ×
                    3 回 =
                           30 個
          約 10 食 × 2 回 = 20 枚
鉄板
        大 約 10 食 ×
水切り
                  3 回 = 30 個
        中約 10 食 × 3 回 = 30 個
        小 約 10 食 ×
                    3 💷 😑
                           30 個
食缶
          約 7食 × 3回 = 21個
             6 食 ×
飯缶
                    3回 = 18個
          約
                    3 💷 =
                          6 個
保存食缶
          約
             2 食 ×
合計
                          335 個
```

(2) 配膳車の運搬、返車業務、食器の残滓はらい等を含む下膳及び清掃・消毒

配膳車の台数と内容

治療センター1台3センター1台1センター2台6センター2台

2センター 2台 壱区・住吉区 各1台 (配食自動車)

現在の配食等時間

調理室発 センター・一般区着 返車時間 下膳時間 朝食: 7:40前後 7:40~8:00 8:30~ 9:30 8:30~10:30 昼食:11:40前後 11:40~12:00 12:30~13:00 13:00~14:30

夕食:17:40前後 17:40~18:00 18:00~18:30 18:30~

食事時間は決められているので、各センター・一般区への配膳車・配食車の到着時間は時間厳守とすること。 返車時間、下膳時間においても指示の時間をまもること。

配食時間等に変更のある時は指示に従うこと

各センターでの指示に従い、食器の残滓払い、使用テーブル、下膳カート、下膳にかかわるカート、容器、シンク等の清掃・消毒

- (3) 献立に汁物のある時、汁を入れた食缶等を各センターへ指示時間に配膳すること。 行事食時の主食等の配膳
- (4) 検食配食、下膳
 - 1、医局:毎食
 - 2、園長室:毎週金曜日(昼食のみ)
- (5) 園内外行事(催し物)に使用の食器・食缶等の回収、洗浄消毒

夏祭り、ミニスポーツ、バイキング等 食缶等:20~30枚

各センターの行事(約8回/年) 皿、コップ、スプーン、フォーク等

(6) 食器枚数調べ

必要時食器数調べ

(5) 業務区分及び作業内容

業	務区分	作業内容
1 運搬	配膳車・配食車の運搬	栄養管理室から各センター、一般区等に運搬する。 指定のセンターでは、配膳車から指定の配膳車へトレーごと食事を移動する。洗浄消毒後の食器類等を各センターへ運搬する。 配膳車返車。返車時、内部が空であるか確認し、入っているときは当該センターへ尋ねること。返車後、指定の位置に設置し、水拭きし消毒を行い、清拭し、清潔を保持する。(庫内外・タイヤ等)。配膳車はコードを接続し、充電を行う。
2 下膳	ア 食器類等の下膳	・各センターで、食事後の食器等の置かれたカートを指定の場所から配膳室まで運搬し、食器等の残菜をはらい、食器等の種類ごとに区分けする。残菜はまとめて指定の場所へ置く。食器等の下膳を行うテーブル、台、シンク、下膳用カート等を指定の清拭消毒を行い、清潔を保持する。
		・各センター、一般区の食器等を回収車で下膳し、食器洗浄室まで運搬する。 調理室使用の食缶等も食器洗浄室まで運搬する。
	イ 食札の回収	・センターで回収された食札は指定の位置へ配置する。
	ウ 残菜払い	・センター等での残菜払い後、所定の場所へ廃棄する。朝・昼・夕食の残菜使用の容器は、洗剤などを使用し十分に洗浄した後、次亜塩素酸ナトリウム(塩素濃度200ppm)で消毒する。使用したシンクの排水口は、定期的に配水管のつまり防止溶剤をまき、適切に処理する。
0 A 10 11 15	- A 10 117 Mr. 6 - 11	・調理師室使用の食器等に入った残菜を運搬する。
3 食器洗浄	ア 食器類等の下洗い 及び浸漬 	・食器類等を下洗い水槽で温水により下洗いし浸漬。
	イ 食器送り	・下洗いした食器類等を食器洗浄機に送り込む。
	ウ 食器受け	・洗浄した食器類等を種類別に金網籠に入れ、熱風消毒庫に収納する。
		(注)食器類等の洗浄仕上げは、洗剤の残存がないように十分注意する。
	エ 消毒及び保管	・食器類等は熱風消毒庫に納め摂氏80度の温度で約1時間以上の消毒を 行う。 ・消毒済食器類等は熱風消毒庫より取り出し、指定された食器棚に整理して
		保管する。
	オ 食器類等の手洗い	・脂肪、油、蛋白質等の付着した汚れは、水槽に温水に一定時間浸し、手洗いにより完全に洗浄を行う。
	カ 食器類等の漂白洗 浄	・種類別に浸漬し、水温は60度~80度で、20分~30分浸漬した後に洗浄機にて洗浄を行う。
	キ 洗浄剤濃度	・食器類等の洗浄は純良な無リン洗剤を使用し濃度は常にO. 15%~O. 2%を維持すること。
4 食器洗浄 消毒室の き場	ア 洗浄機及び各機器	・作業終了後は、堆積した残滓及び付着物を除去し清掃のうえ点検整備し、 月1回又は、必要に応じて洗浄機の清掃を行う。
清掃 	イ 洗浄室	・作業終了後は、整理整頓のうえ清掃を行い、常に清潔保持に留意し、特に 洗浄室の出入口周辺は毎日清掃を行う。 次亜塩素酸ナトリウム(塩素濃度200ppm)で消毒する。
	ウ 消毒庫の管理	・熱風消毒庫、保管庫の内外は常に清掃し、清潔保持に留意する。
5 配膳車、回 収車、配食 車の管理、 消毒		・配膳車の返車後、指定の位置に設置し、指定の清拭、消毒を行い、清潔を保持し、チェック表に記入する。 ・配膳車はコードを接続し、充電する。配膳車の冷却水を捨てる。 ・下膳の回収後、洗剤水洗いで行い清潔を保持する。定期的に同上のように配達車も清潔を保持する。

(6) 食器洗浄室の衛生管理

- ア 漂白剤の使用は1か月に1回以内とし、漂白剤濃度1%以内で使用し、材質を損なうことのないように充分注意すること。
- イ 洗剤、漂白剤、消毒薬剤等は、食器類の材質に適したものを使用すること。
- ウ 食器の破損、汚染によりやむをえず廃棄する場合には、食器の種類、数量を示し、廃棄前に承認を受けること。

(6) 業務のタイムスケジュール

業務区	· 分	
5:30	•	・前日洗浄消毒した食器、食缶等を食器保管庫に収納。洗浄・消毒後の食器等運搬
(1名)		・前日浸漬した食器、食缶、弁当箱、お膳を洗浄し消毒保管庫に食器の種類毎に整理して入れ消毒保管する。
6:00		·一般区食器、食缶等(前日夕食分)下膳(6:00~6:30)
7:40 (3名)		・朝食 各センター・一般(壱・住吉)区・検食等配膳。指定のセンターでは、配膳車から指定の配膳車へトレーごと食事を移動する。 清掃後片付け、水入れ、その他
8:20		・配膳車返車。センターで回収された食札は指定の位置へ配置する。冷却水を排水する。返車後、指定の位置に設置し、水拭きし消毒を行い、清拭し、清潔を保持する。(庫内外・タイヤ等)。・配膳車はコードを接続し、充電する。
9:00 (4名)		・各センターで、食事後の食器等の置かれたカートを指定の場所から配膳室まで運搬し、食器等の残菜をはらい、食器等の種類ごとに区分けする。残菜はまとめて指定の場所へ置く。食器かごを下膳車等に移動後、カート、台の上、シンク等を清拭消毒し、衛生を保持する。
		・各センター(朝食分)下膳、シンクに浸漬(9:00~10:30)
		・食器、お膳、食缶等洗浄消毒
		•一般区食器、食缶等(前日夕食分)下膳、残菜処理
10:00 (1名)		漬け置き待機(機械整備、清掃)
10:30		・食器等洗浄。消毒乾燥庫に入れ消毒する。終了後、食器保管庫に食器の種類毎に整理して入れる。
11:40		・昼食 各センター・一般(壱・住吉)区・検食等配膳。指定のセンターでは、配膳車から指定の
(5名)		配膳車へトレーごと食事を移動する。 清掃後片付け、水入れ、その他
12:00		昼休み
12:30		・配膳車返車。センターで回収された食札は指定の位置へ配置する。返車後、指定の位置に設置し、水拭きし消毒を行い、清拭し、清潔を保持する。(庫内外・タイヤ等)。配膳車はコードを接続し、充電する。
13:00 (4名)		・各センターで、食事後の食器等の置かれたカートを指定の場所から配膳室まで運搬し、食器等の残菜をはらい、食器等の種類ごとに区分けする。カート、台の上、シンク等を清拭消毒し、衛生を保持する。残菜はまとめて指定の場所へ置く。使用したシンクの排水口は、定期的に配水管のつまり防止溶剤をまき、適切に処理する。
		・各センターの食器、お膳等(夕食分)を下膳し浸漬。清掃。
		・一般区の食器、お膳等(昼食分)を下膳(13:20~14:00)
15:00		・食器等洗浄。消毒乾燥庫に入れ消毒する。終了後、食器保管庫に食器の種類毎に整理して入れる。
17:40		・夕食 各センター・一般(壱・住吉)区等配膳。指定のセンターでは、配膳車から指定の配膳車
(4名)		ヘトレーごと食事を移動する。
18:30 (3名)		・配膳車返車。センターで回収された食札は指定の位置へ配置する。返車後、指定の位置に設置し、水拭きし消毒を行い、清拭し、清潔を保持する。(庫内外・タイヤ等)。配膳車はコードを接続し、充電する。配膳車の排水を捨てる。
19:00 (3名)		・各センターで、食事後の食器等の置かれたカートを指定の場所から配膳室まで運搬し、食器等の残菜をはらい、食器等の種類ごとに区分けする。カート、台の上、シンク等を清拭消毒し、衛生を保持する。残菜はまとめて指定の場所へ置く。
19:30	_	・各センターの食器、お膳等(夕食分)を下膳し浸漬。清掃
20:00 (3名)		・作業終了後は、電気、水道、蒸気等の確認及び窓・ドアの施錠確認
		朝食 食器洗浄時間 3名 2H

朝食 食器洗浄時間 3名 2H 昼食 食器洗浄時間 3名 3H 夕食 食器洗浄時間 2名 3H(翌日AM6:00~9:00) *業務区分の()人数については、その業務時間帯の最低必要人員

3 衛生管理

- (1) 受託者(以下「乙」という。)は、園の特殊性に鑑み、入所者に供する食器消毒の必要性を充分に認識のうえ、事故 防止及び衛生管理に万全を期すとともに、業務従事者の健康管理に努めること。
- (2) 業務従業者又はその同居人が、伝染病に罹患した場合及びその疑いがあると判断したときは業務に従事してはならないこと。(伝染病、伝染病の保菌者、化膿性創傷、検便による細菌保菌者及び虫卵保有者、ノロウイルス等保菌者) 感染性疾患による症状との診断結果であれば、高感度の検便検査を実施し、結果をもって就業に復帰させること。この場合、現場責任者は文書でその旨を監督者に届けること。
- (3) 業務従事者は、常に被服、頭髪、手指、爪等の清潔の保持に留意すること。
- (4) 業務従事者は、就業前、用便後、休憩・休息後は、その都度手指の洗浄消毒を行うこと。

4 基本事項

- (1) 乙は、園の特殊性に鑑み、台風時等に於いても業務が遂行できること。
- (2) 委託者(以下「甲」という。)は、業務従事者の勤務状態不良、その他理由により園運営に支障をきたすおそれがあると認めるときは、乙に業務従事者の変更を要求することができる。
- (3) 乙は、業務従事者に対し、業務を行うに適した清潔な制服等を必ず着用させること。
- (4) 乙は、業務従事者に、言語、行動等には十分留意させ、入所者、職員等に不快感を与えないようにさせること。
- (5) 乙は、業務従事者の健康診断を年1回以上し、検便(細菌検査(腸管出血性大腸菌0-157の検査を含む)及び 寄生虫検査)を5月~10月の間は月2回、その他の期間は月1回実施し、その実施結果を速やかに甲に報告す るものとする。
- (6) 乙は、業務従事者に、業務に関係のない場所に立ち入らないようにさせること。
- (7) 乙は、業務従事者に、入所者の給食に支障を来すことのないよう、特に留意すること。
- (8) 乙は、業務従事者の庁舎内等での行為について全ての責任を負うものとし、業務上で負傷又は死亡したときにおいても同様とすること。
- (9) 乙は、業務従事者を変更する場合は、業務に支障を来さぬように引き継ぎに万全を期すこと。
- (10) 乙は、業務内容のマニュアルを提出できること。
- (11) 乙は、業務従事者の服務規律の維持に責任を負うこと。
- (12) 乙及び業務従事者は、園内秩序の保持に努めなければならない。
- (13) 乙は、業務の満了又は解除に伴い業務を引き継ぐときは、当園の運営に支障がないよう十分な内容をもって引き継ぎを行うこと。
- (14) 乙は業務上の事故に対する賠償責任保険へ加入し、契約締結後速やかに賠償責任保険契約書の写しを甲へ 提出すること。
- (15) 乙は業務従事者に、従業員教育を行い、従業員教育計画表及び実施表の資料等を提出すること。
- (16) 甲は沖縄愛楽園の理念を乙及び乙の従業員に説明すること。
- (17) 乙は乙の従業員に甲が案内する園職員教育・研修に参加させること。
- (18) 乙は委託業務の事故が発生したとき、乙の現場責任者は甲の責任者に直ちに報告すること。事故発生時の対応 手順を乙の従業員が周知するように乙は教育すること。教育した事実の記録を甲へ提出すること。
- (19) 甲の配膳業務に変更が生じたときは、対応可能であること。
- (20) 乙は機材の保全に留意すること。

5 現場責任者の業務

- (1) 業務従事者を指揮、監督し、必要な教育を行い、監督者と円滑な業務運営のための協議、連絡を行うこと。業務 従事者の勤務の管理については、乙が管理すること。副現場責任者の設置。
- (2) 甲の施設、設備及び備品等の破損、異常等の発見及び事故等が発生したときは、直ちに監督者に報告し、指示を仰ぐこと。
- (3) 園内食器洗浄消毒室の施設及び設備については、善良なる管理を行うこと。

6 業務報告

- (1) 乙は、業務の実施に先立ち業務従事者の名簿、履歴書等を甲に届け出るものとすること。 業務従事者を変更する場合も同様とする。
- (2) 乙は、毎月の勤務計画表を当該月の前月25日までに甲に提出すること。又、変更する場合は速やかに文書をもって届け出ること。又変更する場合は速やかに文書をもって届けること。
- (3) 乙は、甲が指定する様式の業務日誌等(甲が提供)を備え、毎日記載・捺印のうえ甲に報告すること。

7 再委託

- (1) 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。
- (2) 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。
- (3) 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則二分の一未満とする。
- (4) 再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、 再委託の必要性及び契約金額(以下「再委託に関する内容」という。)について記載した「再委託に係る承認申請

書」(様式1)を甲に提出しなければならない。ただし、契約金額が50万円未満の再委託(以下「軽微な再委託」という。)については、省略することができる。

- (5) 再委託に関する内容に変更が生じた場合には、「再委託に係る変更承認申請書」(様式2)を甲に提出しなければならない。ただし、軽微な再委託の場合は、省略することができる。
- (6) 再委託の相手方がさらに第三者に委託を行う場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲等を記載した「履行体制図」(様式3)を甲に提出しなければならない。
- (7) 再委託する場合は、その最終的な責任は乙が負う。

8 引き継ぎ

受託者は、入札の結果等により受託者が変更される場合、園の運営に支障を来さないよう新たな受託者に適切に引き継ぎを行うこと。

9 その他

- (1) 業務に必要な電力、用水、蒸気、洗剤・漂白剤及び消毒剤等の消耗品は甲の負担とする。
- (2) 前項に定めのない業務に要する各種材料、作業員の制服及び装具洗濯料、検査料等の経費は乙の負担とする。

食器洗浄消毒等業務日誌

平成 年 月 日 曜日 天候 晴 曇 雨

事務部長	庶務課長	課長補佐	会計班長	栄養管理室長	給食係長	点検者

	業	務 区 分	作 業 内 容	チェック	備考		
1	運搬	配膳車・配食車の運搬	・栄養管理室から各センター、一般区までの運搬。指定のセンターでは、配膳車から指定の配膳車へトレーごと食事をいどうする。消毒後の食器類等を各センターへ運搬する。・配膳車の回収、指定の位置への設置。				
		ァ 食器類等の 下膳	・各センターで、食事後の食器等の置かれたカートを配膳室まで運搬し、食器等の残菜を払い、食器等の種類ごとに区分けしかごに入れる。				
2	下膳		・食器かごを下膳車等に移動後、カート、台の上、シンク等を清拭消毒し、衛生を保持する。				
			・各センター、一般区の食器等を回収車で下膳し、食器洗浄室まで運搬する。調理室使用の食缶等を食器洗浄室まで運搬する。				
		ィ 残菜払い	・残菜払い後、所定の場所へ廃棄する。残滓使用の容器は、洗剤などを使用し十分に洗浄後、次亜塩素酸ナトリウム(塩素濃度 200ppm)等で消毒する。				
		ァ 食器類等の 下洗い及び浸	・食器を下洗い水槽で温水により下洗いし浸漬。				
		ィ 食器送り ゥ 食器受け	・下洗いした食器類等を食器洗浄機に送り込む。・洗浄した食器類等を種類別に金網籠に入れ、熱風消毒庫に収納する。				
			(注)食器類等の洗浄仕上げは、洗剤の残存がないように十分注意 する。				
3	洗浄	ェ 消毒及び保管	・食器類等は熱風消毒庫に納め、摂氏80度の温度で約1時間以上 の消毒を行う。				
			消毒済食器類等は熱風消毒庫より取り出し、指定された食器棚に 整理して保管する。				
		ォ 食器類等の	・脂肪・油、蛋白質等の付着した汚れは、温水の水槽に一定時間浸 積し、手洗いにより完全に洗浄を行う。				
		^カ 食器類等の 漂白洗浄	・種類別に浸漬し、水温は60度~80度で、20分~30分浸漬した 後に洗浄機にて洗浄を行う。				
		キ 洗浄剤濃度	・食器類等の洗浄は純良な無リン洗剤を使用し濃度は常に0.15%~0.2%を維持すること。				
		機器類	・作業終了後は、堆積した残滓及び付着物を除去し清掃のうえ点検整備し、月1回又は、必要に応じて洗浄機の清掃を行う。				
4	清掃	ィ 洗浄室	・作業終了後は、整理整頓のうえ清掃を行い、常に清潔保持に留意し、特に洗浄室の出入口周辺は毎日清掃を行う。容器等、床面等について、次亜塩素酸ナトリウム(塩素濃度200ppm)で消毒する。				
		ウ消毒庫の管理	・熱風消毒庫、保管庫の内外は常に清掃し、清潔保持に留意する。				
		ア 配膳車の消毒等	・回収後、水拭きし消毒を行い、環境クロス等で清拭し、清潔を保持。配膳車の充電、排水を行う。				
5	記達車 の管理 消毒		・下膳の回収後、洗剤水洗いで行い環境クロス等で清拭し清潔を保持する。				
			・定期的に同上のように配達車も清潔を保持する。				
Ŀ		締点検者					
2号車 沖縄40 ら 31-93 km 3号車 沖縄40 ほ 98-50 kr							
_	4号車 沖縄40 ら 54-61 km						
食	事運搬	役車沖縄41あ 30-8	km 下膳車 沖縄480い 59-35	km			
	日の						
鄞	務者						

支出負担行為担当官

0000 殿

名称

代表者氏名 印

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

- 1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2. 委託する相手方の業務の範囲
- 3. 委託を行う合理的理由
- 4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5. 契約金額
- 6. その他必要と認められる事項

支出負担行為担当官

0000 殿

名称

代表者氏名

EΩ

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

- 1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 2. 変更後の事業者の業務の範囲
- 3. 変更する理由
- 4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
- 5. 契約金額
- 6. その他必要と認められる事項

支出負担行為担当官

0000 殿

名称

代表者氏名

ЕD

履行体制図変更届出書

契約書第18条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

- 1. 契約件名(契約締結時の日付番号も記載のこと。)
- 2. 変更の内容
- 3. 変更後の体制図

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- 各事業参加者の事業名及び住所
- 契約金額(乙が再委託する事業者のみ記載のこと。)
- ・ 各事業参加者の行う業務の範囲
- ・ 業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
Α	東京都〇〇区・・・	円	
В			

食器洗净消毒業務委託契約書(案)

下記契約件名について、委託者 支出負担行為担当官 国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広(以下甲という。)と受託者 (以下乙という。)は、次の各条項により契約 を締結する。

- 1. 契約件名 食器洗浄消毒業務
- 2. 履行場所 国立療養所沖縄愛楽園
- 3. 契約期間 契約期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。
- 4. 契約金額 本契約にかかる請負金額は、金 円 (内消費税額及び地方 消費税額は金 円) とする。ただし、月額金 円 (内消 費税額及び地方消費税額は金 円) とする。
- 5. 上記の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方 税法第72条の82及び72条の83の規定に基づき、単価に108分の8を乗じて得た 額である。
- 6. この契約にかかる契約保証金は免除する。

(総則)

第1条 甲及び乙は本契約条件並びに仕様書に従い履行しなければならない。

(設備等の使用)

- 第2条 甲は、この契約履行に必要な設備、備品等(以下設備等という)を別に定める賃貸 借契約に基づき、乙に使用させる。
- 2 乙は、設備等を甲からの契約履行のために使用するものとし、それ以外の目的で使用 してはならない。

(注意義務等)

第3条 乙はその作業員の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任をおうも のとする。

(作業員の教育)

第4条 乙は、善良なる状態にて業務を履行するため、乙の責任において作業員の教育及 び指揮命令を行うものとする。教育内容等については、甲の意見も聴取しこれを尊重す るものとする。

(作業員の労働時間等)

乙は、作業員の労働時間等について、指示、管理するものとする。

(業務内容の記録及び通知)

- 第5条 乙は、実施した業務の内容及びその他必要事項を書面に記録し、1ケ月分をとり まとめ甲に報告しなければならない。
- 第6条 乙は仕様書における業務内容・衛生管理・基本事項・現場責任者の業務・業務報告を遵守し食器洗浄業務に支障のないようにすること。

(権利義務の譲渡の禁止)

第7条 乙(中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条に定める中小業者)は、

本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2. 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社及び信託会社(以下「丙」という。)に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条及び債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)第2条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行い、若しくは、乙が特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成
 - 4年法律第77号)に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議

を留めるものとする。

- ① 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、 譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- ② 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
- ③ 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他 契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当 該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙と の間において解決されなければならないこと。
- 3. 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う支弁の効力は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする

(秘密保持)

- 第8条乙は業務上知り得た資料又は知識を第三者に漏洩してはならない。ただし、甲の 書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
 - 2. 乙は、派遣従業員及びその他の従業員に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

(契約代金の支払の時期及び方法)

第9条

- (ア) 乙は、別に定める作業報告により業務の完了の確認を受けたときは、頭書に定める
- (イ) 1ケ月分の代金を所定の続きにより請求するものとする。
- 2. 甲は前項の適法な支払請求書を受理した日から起算して30日(以下「支払期日」という。)以内に契約代金を支払うものとする。

(支払遅延利息)

(イ) 甲が前条に定める期限内に対価を支払わないときは、期限の翌日より起算して支払

いの日まで年2.8%の遅延利息を支払う。

- 2 前項により計算した遅延利息が100円未満であるとき、又は遅延利息の金額が1 00円未満の端数については切り捨てるものとする。
- 3 天災その他やむを得ない理由によるときは、遅延日数に算入しないものとする。

(かし担保責任)

(ウ) 乙は、履行内容にかしがあるときは乙はその責任を負うものとし、甲の指示に従 わなければならない。

(契約代金の変更)

(エ) 甲または乙は、契約期間内に賃金または物価の変動等により契約代金が著しく不 適当となったと認めたときは、相手方に対して書面をもって契約代金の変更を求め ることができる。

(甲の解除権)

- 第10条 甲はこの契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 乙が甲の指示及び別紙基準明細書に示された業務を履行する見込みがないとき。
- (2) 乙が第2条の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反したことにより、契約の目的を達することができないと認められたとき。
- (4) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による 刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴提起さ れたときを含む。)。
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条1項に規定する納付命令が行われたとき、並びに同法第53条第1項の規定による審判手続きを開始されたとき。

(乙の解除権)

第11条 乙は甲が契約に違反したことにより、業務が不可能となったときは、この契約 の全部もしくは一部を解除することができる。

(解除による違約金)

- 第12条 乙は第10条の規定により契約が解除された場合においては、解除部分にかかる契約金額の10分の1に相当する違約金を甲の指定する期限内に支払わなければならない。
 - 2. 乙は前項の期限内に支払いをしないときは、期限の翌日から起算し、支払する日までの日数に応じ、未払金額に対し年5%の割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第13条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一 部を解除することができる。
 - 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合であっては、

その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同 法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措 置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準 用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条 の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行った時。

- 二 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又は使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第2 1項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出し なければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第14条 乙は本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償の予定)として、甲の請求に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額のあった場合には、変更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は第8条の2(同 法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措 置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることはできない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、 甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第15条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、 当該期日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で 計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、甲に生じた実際の損害額又はこの契約が第3条に規定する契約期間の終期まで継続した場合に甲が支払うべき金額(契約期間を定めない場合は契約代金額)の10分の1に相当する額のいずれか多い額を甲の指定する期間内

支払わなければならない。

- 第12条第1号の刑が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第65条、第66条第1項、第2項 又は第3項並びに第67条の規定による審決(同法第66条第3項による原処分 の全部を取り消す審決及び第67条第2項による該当する事実がなかったと認 める場合の審決を除く。)を行い、当該審決が確定したとき(独占禁止法第77 条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)。
- 三 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置 命令又は第50条第1項に規定する納付命令を行い、命令が同法49条第7項又 は第50条第5項の規定により、確定したとき。
- 四 公正取引委員会が乙に対して行った審決に対し、乙が独占禁止法第77条の規定により提起した審決取消しの訴えについて請求棄却又は訴え棄却の判決が確定したとき。
- 2. 乙は契約の履行を理由として、前項の賠償金を免れることができない。

(紛争の解決方法)

第17条 この契約について、甲・乙間に紛争または疑義が生じたときは、甲及び乙は 誠意を持ってその解決にあたるものとし、なお解決できない場合は必要に応じて 甲・乙 協議の上選定した者に調停を依頼する。

(再委託)

- 第18条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。
 - 2. 乙は、再委託する場合には、様式第1により甲に再委託に係る承認申請書を 提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未 満の場合は、この限りでない。
 - 3. 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
 - 4. 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために 必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければなら ない。

(再委託先の変更)

第19条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が第18条第2項ただし書に該 当する場合を除き、様式第2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認 を受けなければならない。

(履行体制)

- 第20条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第 三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行 体制図を甲に提出しなければならない。
- 2. 乙は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式第2により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
 - (1)受託業務の実施に参加する事業 (者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変更の場合。

- (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。
- (3) 契約金額の変更のみの場合。
- 3. 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたと きは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第21条 甲は、乙が各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、 本契約を解除することができる。
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不等な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)であるとき
 - (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に 損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているとき
 - (5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

- 第22条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を越えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

- 第23条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。
 - 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等 (下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再委託者 (再委託以降すべての受託者を含む。)並びに自己又は再受託者が当該契約に関して 個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約し なければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

- 第24条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに 当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしな ければならない。
- 2 甲は、乙が請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人 等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人

等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

- 第25条 甲は、第21条、第22条及び第24条第2項の規定により本契約を解除した 場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しな い。
- 2 乙は、第21条、第22条及び第24条第2項の規定により本契約を解除した場合 において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第26条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動、政治運動標ぼう ゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」とい う。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとと もに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要 な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第27条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政 処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

- 第28条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け 又は送検されたとき。
 - (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
 - (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
- 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

- 第29条 第28条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、 甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(補則)

第30条 この契約に定めのない事項については必要に応じて甲・乙協議して定める。

上記の契約締結を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年 4月 日

甲 沖縄県名護市字済井出1192番地 支出負担行為担当官 国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 印

乙

印

*本社が有り、支社支店の長が入札に参加する場合に使用する。

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 止広 殿

李任者 (競争参加者)

住所
氏名 ○○○○株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇

委任期間は

通常は年間

(年度) 委任である。

(入札期間

だけの場合 も あ り 得

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者(代理人) 住所氏名 ○○○○株式会社△△支店支店長 △ △ △ △

委任事項 1. 入札及び契約の締結に関すること

2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関すること

3. 契約物品の納入及び取り下げに関すること

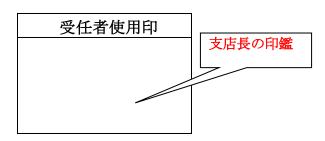
4. 契約代金の請求及び受領に関すること

5. 復代理人の選任に関すること

6. その他上記に付随する一切のこと

委任期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者(代理人)使用印



※ 入札書は、別紙2を使用する。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

委任者 (競争参加者)

住所

氏名

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者(代理人) 住所

氏名

委任事項

- 1. 入札及び契約の締結に関すること
 - 2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関すること
 - 3. 契約物品の納入及び取り下げに関すること
 - 4. 契約代金の請求及び受領に関すること
 - 5. 復代理人の選任に関すること
 - 6. その他上記に付随する一切のこと

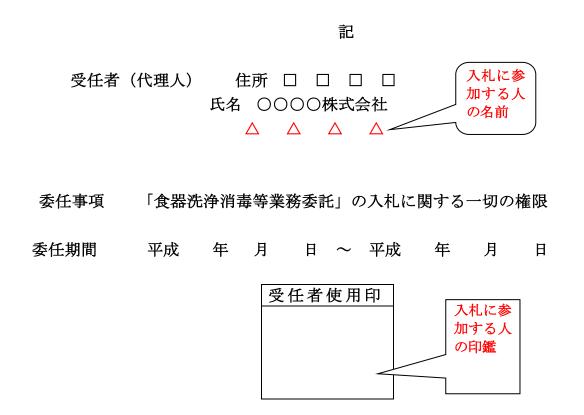
委任期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者(代理人)使用印

受任者使用印	

有り、本社かり 礼に参加する			の者	年月	日
 事務部長	竹内	正広	殿		
委任者	(競争参	油者)			
住所					社長の印鑑を押印する。
氏名		〇株式会 取締役社		0000	印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。



※ 入札書は、別紙3を使用する。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

委任者 (競争参加者)

住所

氏名 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者(代理人) 住所

氏名

委任事項 「食器洗浄消毒等業務委託」の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者使用印

(別紙7) の記入例

復代理人(入札 に参加する人

委 任 状

私は××××を○○○○株式会社代表取締役社長○○○○(競争参加者)の復代理人と定め、 平成 年 月 日貴園において執行される「○○○」の入札に関する下記の権限 を委任します。

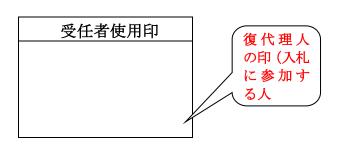
> 食器洗浄消毒等業務 委託

*本社が有り、支社支店から支社支店長以外の者が来て入札に参加する場合に使用する。

委任事項 「食器洗浄消毒等業務委託」の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者 (復代理人) 使用印



平成 年 月 日

(住所)

(氏名)○○○株式会社△△支店支店長△ △ △ △

復代理人が 所属する支 店長の印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

- ※ 別紙5の委任状も提出する。
- ※ 入札書は、別紙4の様式を使用する。

私は、 を (競争参加者) の復代理人と定め、平成 年 月 日貴園において執行される「食器洗浄消毒等業務委託」の入札に関する下記の権限を委任します。

記

委任事項 「食器洗浄消毒等業務委託」の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者(復代理人)使用印

受任者使用印

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) 印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

(別紙1) の記入例

入札書(第 回目)

件 名 食器洗浄消毒等業務委託

入札金額 金 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) 〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇 印

支出負担行為担当官 国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

※ 委任状は必要ありません。

(別紙1)

入札書(第 回目)

件 名 食器洗浄消毒等業務委託

入札金額 金 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) 印

支出負担行為担当官 国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

(別紙2) の記入例

入札書(第 回目)

件 名 食器洗浄消毒等業務委託

入札金額 金 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○ 株式会社 代表取締役社長 ○○○○ ※ 押印はいらない

> 支店長の 印を押印

代理人○○○○株式会社△△支店支店長 △ △ △ △ △

支出負担行為担当官 国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

※ 委任状は、別紙5の様式を提出する。

(別紙2)

入札書(第 回目)

件 名 食器洗浄消毒等業務委託

<u>金</u>円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

代理人 印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

(別紙3) の記入例

入札書(第 回目)

件 名 食器洗浄消毒等業務委託

入札金額 金 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)○○○株式会社代表取締役社長 ○○○○ ※ 社長の印は必要なし

 代理人
 する人の印

 A A A A FI
 印

支出負担行為担当官 国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

※ 委任状は、別紙6の様式を提出する。

(別紙3)

入札書(第 回目)

件 名 食器洗浄消毒等業務委託

<u>金</u>円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

代理人

支出負担行為担当官 国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

(別紙4)の記入例

入札書(第 回目)

件 名 食器洗浄消毒等業務委託

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社代表取締役社長 ○○○○ ※ 社長の印はいらない。

復代理人

 \triangle \triangle \triangle \triangle

入札に参加する人の印

支出負担行為担当官 国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

※ 委任状は、別紙5及び別紙7を提出する。

(別紙4)

入札書(第 回目)

件 名 食器洗浄業消等毒務委託

入札金額 金 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

復代理人 印

支出負担行為担当官 国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿 □私

□ 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 契約に相手方として不適当な者
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を 加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど しているとき
- (5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日 住所(又は所在地) 社名及び代表者名

- ※ 個人の場合は生年月日を記載すること。
- ※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生 労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働 省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報 告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委 託先についても同様であること。

平成 年 月 日

住所 商号又は名称 代表者氏名

印

支出負担行為担当官 国立療養所沖縄愛楽園事務部長 殿

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会管掌のもの)、船員保険及び国民年金の保険料をいう。)及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料(労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。)について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

		平成	年	月	目
(住	所)				
(名	称)				
(代表	長者)				

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

支出負担行為担当官 国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

住 所商 号代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

- 1 入札件名 食器洗浄消毒業務委託
- 2 電子入札システムでの参加できない理由